

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

愛別町は、北海道のほぼ中央に位置する上川盆地の東北端、北海道の屋根と呼ばれる雄大な大雪山連峰の麓に位置する。

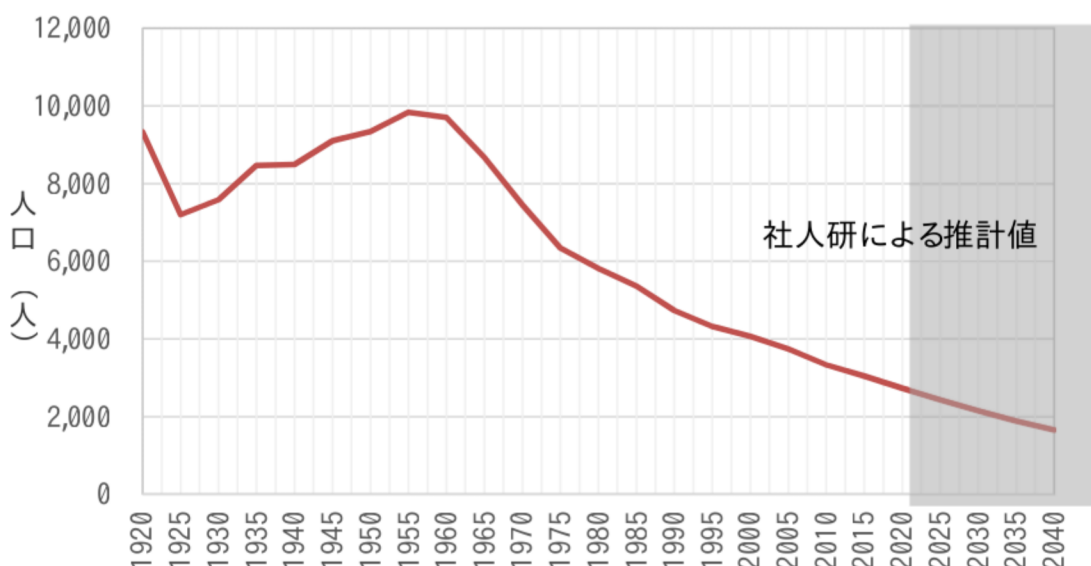
東は上川町、西は比布町、南は当麻町と接しており、北は山脈を境として士別市に接している。

北海道上川盆地の内陸的気候を帯びて寒暖の差が大きく、夏には 30℃を超える日も続き、冬にはマイナス 20℃を下回ることもある。

交通インフラについては、国道 39 号線、道道下川愛別線、高規格幹線道路（愛別 IC、愛山上川 IC）等の主要な道路が通り、陸路流通の経由点として利用されている。また、鉄路については、JR 石北本線が通り、愛別駅を始めとして 4 つの駅があり、通勤通学の重要な手段として利用されている。空路については、旭川空港まで自動車です約 40 分である。

愛別町は、戦後、人口が増加し、昭和 30（1955）年にはピークの 9,834 人（国勢調査人口）に達した。しかし、その後、高度成長期に人口が大きく減少し、現在まで人口減少が続いている。今後も人口は減少を続け、2040 年には 1,661 人（現在から約 50% 減少）になるものと推計されている。

愛別町総人口の推移



※社人研：国立社会保障・人口問題研究所のこと。厚生労働省の施設等機関である。人口研究・社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を通じて、福祉国家に関する研究と行政を橋渡しし、国民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

町の主要産業である農業については、農用地面積は大きく増減していないが、平成29年度から工事が始まった国営緊急農地再編整備事業によって、今後大幅な農地の基盤整備が行われることに伴い、作付面積も大きく変動していく予定である。他方、農家戸数については、年々減少しており、これによって農家1戸当たりの作付面積も増え、大規模農家や法人経営の農家が増えて来ている。

商工業については、事業所のほとんどが従業員30人未満の中小企業であり、多くの事業所では後継者・従業員不足や店舗・設備の老朽化等の問題に直面している。

産業3分類別産業人口 (単位：人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	735(33.4%)	634(33.9%)	503(31.7%)	435(30.6%)
第2次産業	551(25.1%)	355(19.0%)	266(16.8%)	225(15.8%)
第3次産業	914(41.5%)	880(47.1%)	816(51.5%)	762(53.6%)
合計	2,200(100%)	1,869(100%)	1,585(100%)	1,422(100%)

(国勢調査)

農用地面積の推移 (単位：ha)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
田	1,622	1,639	1,651	1,630
畑	102	121	106	74
合計	1,724	1,760	1,757	1,704

(世界農林業センサス)

経営規模別農家の推移 (単位：戸)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
1ha未満	105	75	66	40
1～3ha	72	48	28	13
3～5ha	67	56	28	19
5～7.5ha	54	84	48	28
7.5～10ha	41			
10～15ha	25	31	31	30
15～20ha	8			
20ha以上	6	13	20	23
合計	378	307	221	153

(世界農林業センサス)

工業の推移

	平成24年	平成25年	平成26年
事業所数	12	14	12
従業員数(人)	99	127	99

(工業統計調査)

商業の推移

	平成19年	平成24年	平成26年
商店数	42	30	28
従業員数(人)	128	107	110

(商業統計調査)

(2) 目標

愛別町内の中小企業が、後継者や従業員が不足するなかにおいても労働生産性を維持し、付加価値を高めるためには、設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要である。このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものを言う。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

愛別町内の産業は、農林業、建設業、製造業、小売業、飲食業、サービス業等、多岐にわたり多様な業種が経済や雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

従って、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

愛別町の産業は、町内に点在していることから、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

愛別町の産業は、「2 先端設備等の種類」でも述べたように多様な業種が

あることから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。